

## 勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

### 第1 改定の内容

#### 期末手当及び勤勉手当について

##### ア 令和2年12月期の支給割合

- (ア) 12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分（特定幹部職員にあつては、1.05月分）とすること。
- (イ) 特定任期付職員及び任期付研究員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

##### イ 令和3年6月期以降の支給割合

- (ア) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（特定幹部職員にあつては、1.075月分）とすること。
- (イ) 特定任期付職員及び任期付研究員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

### 第2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、第1のイについては、令和3年4月1日から実施すること。